

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 7 月 29 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600064号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1600015号

第1 結論

平成5年2月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年2月

私は、平成3年4月から国民年金保険料をきちんと納付してきた。平成5年3月の保険料は納付済みになっているのに、同年2月の保険料が未納の記録になっているのは不自然であるので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は1か月と短期間であり、請求期間の前後の国民年金保険料は納付済みである。

また、請求者は、学生が国民年金に強制加入となった平成3年4月1日に、国民年金被保険者資格を取得しているところ、オンライン記録において、同年4月の国民年金保険料は同年5月に納付されていることが確認できることから、国民年金の加入手続が速やかに行われていたものと推認できる上、請求期間を除き、国民年金加入期間の保険料が全て納付されていることを踏まえると、請求者は、保険料納付の必要性を認識していたものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、請求者に係る国民年金被保険者の住所は、請求者が平成5年4月以降に居住していたとするA市に変更されており、請求者に対し、同年8月6日に過年度分の国民年金保険料の納付書が作成されていることが確認できることから、請求者が請求期間に係る保険料を過年度納付したと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500365号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600045号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年2月29日から同年4月30日に訂正し、平成3年4月から平成4年3月までの標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成3年4月1日から平成4年4月30日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

また、上記訂正後、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年4月30日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成4年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成4年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年4月1日から平成4年6月12日まで

私は、平成3年4月1日から平成4年6月11日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、平成3年4月1日以降の標準報酬月額が支給されていた給与額より低い額にされており、また、資格喪失日も、退職日より前にされている。それぞれを正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成3年4月1日から平成4年4月30日までの期間について、雇用保険の加入記録により、請求者は、A社に継続して勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年2月29日より後の同

年4月30日付けで、当初、18万円であった請求者の標準報酬月額を8万円に減額訂正した上で、同年2月29日に遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われており、請求者のほかに同様の記録訂正が行われている者が複数確認できる。

また、上述のとおり、A社は、平成4年2月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、請求者と同様に同日に遡って厚生年金保険被保険者資格を喪失している者が多数存在しており、かつ、閉鎖登記簿謄本によると、同社は、平成8年6月1日に解散していることが確認でき、平成4年2月29日において、適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成4年2月29日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当該喪失処理日である同年4月30日であると認められる。

また、平成3年4月から平成4年3月までの標準報酬月額については、当該減額訂正処理前の厚生年金保険の記録から、18万円とすることが妥当である。

- 2 請求期間のうち、平成4年4月30日から同年5月1日までの期間について、雇用保険の加入記録により、請求者は、A社に継続して勤務していたことが確認できるところ、請求者と同様に標準報酬月額が遡って減額訂正されている者のうち、請求者と同職種の同僚から提出された同年4月分の給料明細書によると、当該同僚は、減額訂正前の標準報酬月額に見合う給与が支給され、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、複数の同僚は、事業主から従業員に対して社会保険からの脱退について説明があったことを記憶しており、上記の給料明細書を所持する同僚は、事業主から説明を受けた後、給与から厚生年金保険料が控除されなくなった旨陳述していることから、事業主は、請求者についても、平成4年4月までは給与から保険料を控除していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成4年4月の標準報酬月額については、請求者に係る当該減額訂正処理前の厚生年金保険の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、閉鎖登記簿謄本によると、A社は既に解散しており、事業主は死亡しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 3 請求期間のうち、平成4年5月1日から同年6月12日までの期間について、雇用保険の加

入記録により、請求者は、A社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は死亡していることから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、上記の同僚が所持する給料明細書によると、当該期間においては厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、上記の同僚のほかに給料明細書を所持している同僚はいない上、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600012号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600046号

第1 結論

請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を6万9,000円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月15日

私は、請求期間に賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間における標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所から提出されたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)及びB厚生年金基金から提出された賞与異動記録において、請求者の請求期間に係る賞与支給額が6万9,493円と記載及び記録されているところ、同社は、請求期間当時の貸金台帳等は保管していないものの、請求期間において、請求者に対し、当該賞与支給額と同額の賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除したと回答している。

また、請求者と同職種の複数の同僚から提出された「2期賞与分」と題する支給明細書によると、請求期間においてA社から賞与が支給され、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されており、支給明細書に記載されている賞与額と当該同僚に係る上記賞与支払届に記載されている賞与支給額が一致していることが確認できることから、請求者についても、上記賞与支払届の記載内容どおり請求期間に6万9,493円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払届及び賞与異動記録

において確認できる賞与額から、6万9,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る賞与支払届を、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年1月15日の標準賞与額に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600057号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600047号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月22日から昭和58年11月10日まで

私は、昭和53年5月1日から昭和54年2月15日までの期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。その後、同年4月22日に同社に再入社したが、再入社後の厚生年金保険の被保険者記録がないので、年金額に反映されるよう請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和53年5月1日から昭和54年2月15日までの期間にA社に勤務した後、上司に頼まれて同年4月22日に同社に再入社し、昭和58年11月の給与支給日に退職したとし、担当業務等を具体的に陳述している。

しかしながら、A社の請求期間当時の事業主は死亡している上、平成17年8月3日に同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時の事業主は、同社に係る人事記録、賃金台帳等の資料は保存していないと回答しており、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間にA社において、厚生年金保険被保険者であった44人の従業員に対し、請求者の請求期間における勤務実態について照会したところ、回答者34人のうち、33人は請求者を記憶していないと回答しており、残る1人は、請求者と同姓の者がいたと回答しているが、このほかに当該同姓の者に対する情報は得られないことから、請求者本人であるか特定することはできず、請求者の請求期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間に請求者の被保険者記録は見当たらず、健康保険番号(整理番号)に欠番もない上、請求者が氏名を挙げた上司及び複数の同僚の被保険者記録も確認できない。

加えて、雇用保険の加入記録によると、請求者は、昭和53年5月1日から昭和54年2月15日までの期間について、A社において雇用保険の被保険者であったことは確認できるが、請求

期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。